

インボイス制度開始一年～あらためてポイントを確認～

●8月末現在、458万事業者が登録！

2023年10月にインボイス制度がスタートして一年が経過しました。2024年8月末時点では“458万事業者”が登録しています。

東京商工会議所が6月に実施したアンケートによれば、制度導入前免税事業者だった事業者のうち、企業間取引を行う（BtoB）事業者の73%がインボイス発行事業者登録を行っています。また、制度登録した事業者の54.9%が“減収した”と回答しました。

●事業者の8割が事務負担増と回答

82.2%の事業者がインボイス制度導入で事務負担が増えたと回答。●仕入先の登録状況の確認（66%）、●インボイス登録番号の確認（57.8%）、●記載要件の確認（54.3%）、●消費税率・税額の確認（46.6%）、●インボイスの保管（44.1%）が挙げられています。

一方、インボイス制度で増えたコスト負担は、●システムの改修費用（32.4%）、●税理士への報酬（25%）、●事務スタッフの残業代（23.7%）などでした。

「事務負担は増えても売上増には寄与せず、貴重な時間が奪われている」、「依然要件を満たさない請求書等を発行する事業者が多い、政府にもっと周知してほしい」、「制度が複雑でわかりにくい」などの声が寄せられています。

●事務負担を減らすには？

受領した請求書や領収書がインボイスにあたるかどうかの確認には、どうしても時間をとられます。

原則だけでなく特例を頭に入れておくことで、業務時間の短縮と効率化につながります。

インボイスに必要な6項目

(株)〇〇御中		⑥ 請求書
××年11月分		
11/1	牛肉 ※	5,400円
11/2	小麦粉 ※	2,160円
⋮		⋮
11/30	ビール	6,600円
※ 軽減税率対象		③ 合計 87,200円
(10%対象 40,000円)		うち消費税 7,200円
(8%対象 40,000円)		消費税 4,000円
④		⑤ 消費税 3,200円
①		△△(株)
登録番号 T1234567890123		

- ①インボイス発行事業者の氏名・名称と登録番号、
- ②取引年月日、③取引内容、④税率ごとの対価の額と適用税率、⑤消費税額等、
- ⑥発行相手の氏名・名称（ただし小売、飲食店、メーカーなどは省略可）

●インボイス保存なしで済む取引

インボイスがなくても帳簿に必要事項を記載することで仕入税額控除できる次のような取引があります。

帳簿には「支払先の名称、日付、内容、金額」のほか、「特例により帳簿保存で課税仕入を計上した旨」を記帳することになります。

3万円未満の鉄道、バス、船舶利用料、自動販売機での購入や銀行ATMの手数料等

入場券等で回収されるもの

インボイス発行事業者であるメーカー会社のメーカー利用代金

フリマアプリでの匿名の免税事業者からの仕入れ（仕入先アカウント名、フリマアプリ名称の帳簿記載でOK）

●免税事業者からの課税仕入れ処理の省略

免税事業者からの課税仕入れは、経過措置で「あと2年間は80%」、「その後3年間は50%」の控除が認められています。

ただ、事業者が経過措置がないものとして課税仕入れを計上しない場合は、仮払消費税等の額がないものとして、法人税の所得金額の計算を行うことが認められています。

●インボイス確認保存が必要ない事業者

消費税の計算方法	保存義務
原則課税	あり
簡易課税/2割特例	なし※

※簡易課税や2割特例の適用事業者はインボイス確認や保存は必要ありません。但し、次の場合は必要に。

◆法人税法上の“書類保存義務”はあり、帳簿への記載内容の根拠として“領収書や請求書など”の保存は必要です。

◆電子取引データは保存義務があり、要件どおり保存する必要があります。

●インボイス保存1回でOKな取引も！

インボイスは取引ごとの保存が原則ですが、1回だけ済む取引もあります。

●ETCの利用証明書

高速道路会社ごとに利用証明書を1回分だけダウンロード保存すれば、以後はカード利用明細書の保存でOK。

●金融機関の振込手数料

金融機関ごとに、通帳（または取引明細）と一緒に任意の一取引分の簡易インボイスを保存すれば、以後は保存不要で、仕入税額控除の適用がOKに。